

知的財産部門の人材不足・知識不足にお困りの企業さま！
人材育成、支援いたします！

知的財産の実務優先型人材育成支援事業 企業さま募集！！

平成30年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金（地域中小企業知的財産支援力強化事業）

「知財関係の業務が特許事務所に任せっきりになっていて、
実務がよくわからない…」

「自社商品を開発し特許出願しても、有効な権利が取得できない…」

「大手企業との共同開発を行うが、
自社技術が外部に漏れないだろうか…」

これらの不安を解消するための、知的財産の実務優先型人材育成のための支援事業を行います。

弁理士等の専門家への研修料を補助いたします！

（平成31年2月までに、弁理士等の専門家の研修を6回～8回無料で受けられます！）

弁理士等の専門家が一步踏み込んだ支援を行います。
実務経験を積むことで、今後の業務に大いに役立ちます。

対象
企業

知的財産の実務優先型人材育成支援を希望する滋賀県の中小企業さま

- 具体的には、
- ・強い権利の取得を目指す企業さま
 - ・共同開発を企画している企業さま
 - ・外国出願をしたいが十分な知識を有していない企業さま
 - ・特許活用が不十分な企業さま
 - ・自社商品開発を目指す企業さま
 - ・営業秘密（技術上の秘密情報）の管理が不十分な企業さま
 - ・職務発明規程の設置に取り組む企業さま

申込
方法

下記【お問合せ先】まで、ご連絡ください。

先着順ですが、お申し込み後に審査がございます。

※メールでお問い合わせされた場合※
当協会より、メールをさせていただきます。
お問い合わせ後1週間経過しても届かない場合は、お手数ですがお電話ください。

【お問合せ先】 **（一社）滋賀県発明協会**
TEL：077-558-4040

E-mail：info@jiii-shiga.jp
FAX：077-558-3887